

高齢者介護研究会について

I. 設置の趣旨

平成16年度末を終期とする『ゴールドプラン21』後の新たなプランの策定の方向性、中長期的な介護保険制度の課題や高齢者介護のあり方について検討するため、研究会を設置する。

II. 研究会の位置付け

- 厚生労働省老健局長の私的研究会。
- 会議の庶務は関係課の協力を得て老健局総務課が行う。

III. 検討日程

- 本年3～6月に、それぞれの検討課題について議論。
- 本年6月をメドに報告を取りまとめ。

IV. 検討会での主な検討事項

- (1) ポスト『ゴールドプラン21』の策定の方向性の検討
- (2) 中長期的な介護保険制度の課題、高齢者介護のあり方

高齢者介護研究会委員

片 山 壽	尾 道 市 医 師 会 長
川 越 博 美	聖 路 加 看 護 大 学 教 授
駒 村 康 平	東 洋 大 学 助 教 授
高 橋 紗 土	立 教 大 学 教 授
高 村 浩	弁 護 士
○田 中 滋	慶 應 義 塾 大 学 教 授
樋 口 恵 子	高齢社会をよくする女性の会代表 (3月19日付で委員退任)
◎堀 田 力	さ わ や か 福 祉 財 団 理 事 長
本 間 昭	東京都老人総合研究所精神医学研究部長
森 田 朗	東 京 大 学 教 授

◎は座長、○は座長代理

(五十音順・敬称略)

高齢者介護研究会における検討経過

第1回（3月 5日）	検討項目の整理
第2回（3月 12日）	10年後の高齢者像 家族との関係 地域ケア 第3のサービス
第3回（3月 27日）	地域ケア 家族介護
第4回（4月 16日）	小規模多機能・地域分散型ケア 地域ケア
第5回（4月 30日）	痴呆性高齢者ケア
第6回（5月 9日）	サービスの質の向上 利用者の選択・自己決定
第7回（5月 16日）	地域ケア 制度の持続可能性
第8回（5月 31日 ～6月 1日）	総括的な議論
第9回（6月 9日）	特養関係者、病院関係者、民間事業者等 からのヒアリング
第10回（6月 25日）	とりまとめ

介護保険制度に関する改正意見

平成 15 年 7 月 7 日

(社会保障審議会介護保険部会提出資料)

介護保険制度が施行され3年が経過しましたが、町村はこれまで高齢者に対する十分な介護サービスの提供に全力を上げて参りました。

平成15年4月より、新たな介護報酬体系がスタートしましたが、サービスを提供する現場では、今なお、様々な問題に直面しております。

今後、さらなる高齢化の進行により、サービス需要の増大及び財政負担が厳しくなる中、制度の安定的・効率的な運営を図ってゆくためには、制度の細部にわたる問題点を取り上げ、実状を踏まえた議論を重ね改善してゆくことが必要であると考えております。

ここに、現行制度に関する問題点について保険者の立場から意見を申し述べさせていただき、介護保険部会において、ご検討くださるようお願い申し上げます。

平成15年7月7日

社会保障審議会介護保険部会委員
全国町村会長 山 本 文 男

1. 制度体系について

- (1) 第2号被保険者の対象年齢を現行の満40歳から満30歳とし、第1号被保険者の負担割合(18%)を軽減すること。
- (2) 生活保護を受給している第1号被保険者を、生活保護を受給している第2号被保険者に相当する者や医療保険制度と同様に介護保険被保険者の対象外とし、介護給付費を全額生活保護の介護扶助費より支給すること。
- (3) 介護保険も都道府県単位を基本とした広域化を推進すること。

2. 保険財政について

- (1) 財政力の弱い介護保険者の財政安定化を図るため、調整財源（交付金）5%を、現行の25%の枠外とすること。
- (2) 調整交付の算定基準に「施設補正係数」を導入し、保険者間の財政力格差を是正すること。
- (3) 介護保険施設入所者と同様に痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）及び特定施設入所者生活介護（ケアハウス等）に住所地特例を適用すること。

3. 保険料・利用者負担について

- (1) 低所得者対策は国の責任において実施すべきであり、保険料や利用料の減免を国の負担で行う制度を創設すること。

(2) 所得段階や被保険者世帯の実態に応じた保険料設定が可能となるよう見直しをすること。

(3) 遺族年金、障害基礎年金等のすべての年金を特別徴収の対象とすること。

4. 保険給付の範囲・対象等について

(1) 居宅で介護を行っている家族全てに現金給付を行えるよう支援対策を充実すること。

(2) 施設サービスと在宅サービスを、利用者負担額を含めた保険給付の均衡を図ること。

(3) 福祉用具販売事業者に指定事業者制度を導入すること。

(4) 食事摂取に関する福祉用具種目の拡充すること。

(5) 住宅改修における償還払い制度を事前申請とすること。

5. 要介護認定について

(1) 認定有効期間を大幅(無期限)に延長すること。

(2) 原則として一次判定結果を活用することとし、医師の意見書提出の弾力化、認定審査会は新規、変更申請の場合に限るなど認定事務の大幅な簡素化を行うこと。

(3) 要支援の廃止を含めた認定区分の簡素化を行うこと。

(4) 本人の意思を未確認のまま代行申請した場合等に罰則を設けるなど、代行申請が悪用されることが無いようにすること。

6. 介護サービスについて

- (1) ケアマネジャーの独立性・中立性が確保できるよう制度改正を行うこと。
- (2) 新設された4種類以上使用のケアプラン加算に対するチェック等適正なケアプランが作成される体制を確立すること。
- (3) 親族が行う訪問介護サービスを介護報酬の対象としないよう制度改正を行うこと。
- (4) 施設サービスの利用者を要介護度が重度のものに限ること。
- (5) グループホームは実質的には施設であるにもかかわらず、居宅とされ、住所地特例の対象外である。介護保険事業者としての指定も容易であるため、地価の安い都市周辺部において急増しており、将来の保険料増加の大きな要因となる恐れがある。

また、介護保険事業者の指定に市町村長の意見が重要な役割を持っており、その対応に苦慮している。

このようなことからグループホームの急増を抑制するため、指定基準を厳しくするなどの対策を取ること。

7. その他

- (1) 保険者においても立ち入り調査権を明示するなど、都道府県と同程度の調査・指導権限が確保できるよう制度改正を行うこと。

(2) 療養病床の実態は病院と同じなので介護保険の対象から除外すること。

平成15年7月7日

社会保障審議会 介護保険部会
部会長 貝塚 啓明 殿

介護保険部会
委員 守口市長 喜多洋三
(全国市長会 介護保険対策特別委員会 委員長)

都市自治体は、介護保険制度発足以来、制度の円滑な運営のため、懸命な努力を行っているところであるが、依然として課題は山積しており、これまで全国市長会として、種々提言をしてきたが、十分反映されたものになっていない。

よって、従来より主張している同制度の持続的かつ安定的運営を図るため、今回の制度見直しの俎上にあげるべき事項について、よろしくご配慮願いたいと存じます。

(なお、国に対して提出した全国市長会の介護保険制度に関する決議及び要望書を添付します。)

(1) 保険財政について

- ① 国の介護給付費負担金を25%とし、調整交付金は別枠とされたいこと。
- ② 税制の矛盾、世帯概念などを持ち込んだ保険料の賦課方式を是正されたいこと。
- ③ 保険料の特別徴収は、全ての年金から徴収可能にされたいこと。
- ④ 財政安定化基金の負担のあり方について是正されたいこと。
- ⑤ 保険者の超過負担となっている事務費交付金を是正されたいこと。

(2) 低所得者対策について

- ① 低所得者の定義を明確にされたいこと。
- ② 抜本的、総合的な低所得者対策を制度上構築されたいこと。

(3) 保険者について

- ① 国、都道府県を含め保険者のあり方について検討されたいこと。
- ② 事業者指定権限のあり方など保険者の権限について検討されたいこと。

(4) 被保険者について

- ① 生活保護受給者を介護保険制度の適用除外にされたいこと。
- ② 住所地特例適用の範囲を拡大されたいこと。

(5) 保険給付について

- ① 施設、在宅の給付・負担のバランスを是正されたいこと。
- ② 支給限度額のあり方について検討されたいこと。
- ③ 家族介護の評価のあり方について検討されたいこと。
- ④ 要介護認定のあり方について、認定審査会等の簡素化を検討されるとともに、認定の有効期間の拡大についても検討されたいこと。

(6) その他

- ① 介護保険施設の機能を明確化されたいこと。
- ② 養護老人ホームのあり方について、早急に検討されたいこと。